

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成18年1月31日

内閣総理大臣 殿

福岡県知事 麻生 渡

久留米市長 江藤 守國

平成17年10月31日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 構造改革特別区域の名称

久留米アジアバイオ特区

2. 変更事項

- (1) 8 特定事業の名称「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 1131(1143)」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 1132(1144)」の追加
- (2) 上記(1)の特定事業の名称の追加に伴う特区計画の別紙の追加
- (3) 上記に伴う説明等の修正

3. 変更事項の内容 別紙のとおり

(別紙) 変更事項の内容

変更前	変更後
<p data-bbox="188 371 592 409">4 構造改革特別区域の特性</p> <p data-bbox="389 472 501 504"><省略></p> <p data-bbox="220 566 780 790">今後、外国人研究者の受入れ及び外国企業の誘致等の規制緩和を活用し「バイオバレープロジェクト」の加速化を図ることにより、バイオ産業を中心にアジアビジネス拠点の一翼を担うことが十分可能な地域である。</p> <p data-bbox="188 898 655 936">(1) 地方拠点都市地域等の中心都市</p> <p data-bbox="245 949 780 1126">久留米市は、人口23万人で福岡県第3位、久留米地方拠点都市地域の中心都市であり、県南地域の経済を牽引し、県下第三の経済都市圏形成を目指している。</p> <p data-bbox="389 1189 501 1220"><省略></p> <p data-bbox="188 1283 655 1321">6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p data-bbox="389 1384 501 1415"><省略></p> <p data-bbox="220 1478 780 1939">本計画は、この「福岡バイオバレープロジェクト」等の事業を加速するために、外国人研究者の受入れや産学連携強化及び外国企業の誘致等の分野の規制の特例を導入するとともに、福岡地域の九州大学におけるバイオ分野の能力を活用する等、「福岡アジアビジネス特区」を推進する福岡市とも緊密な連携を図ることにより、内外のバイオ関連企業やベンチャー企業が集積する一大バイオ産業拠点の形成を目指すものである。</p> <p data-bbox="389 2002 501 2033"><省略></p>	<p data-bbox="802 371 1206 409">4 構造改革特別区域の特性</p> <p data-bbox="1003 472 1115 504"><省略></p> <p data-bbox="831 566 1398 840">今後、外国人研究者の受入れ、<u>人材の育成</u>及び外国企業の誘致等の規制緩和を活用し「バイオバレープロジェクト」の加速化を図ることにより、バイオ産業を中心にアジアビジネス拠点の一翼を担うことが十分可能な地域である。</p> <p data-bbox="802 898 1270 936">(1) 地方拠点都市地域等の中心都市</p> <p data-bbox="860 949 1398 1126">久留米市は、人口<u>30</u>万人で福岡県第3位、久留米地方拠点都市地域の中心都市であり、県南地域の経済を牽引し、県下第三の経済都市圏形成を目指している。</p> <p data-bbox="1003 1189 1115 1220"><省略></p> <p data-bbox="802 1283 1270 1321">6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p data-bbox="1003 1384 1115 1415"><省略></p> <p data-bbox="831 1478 1398 1939">本計画は、この「福岡バイオバレープロジェクト」等の事業を加速するために、外国人研究者の受入れ、<u>人材育成</u>及び外国企業の誘致等の分野の規制の特例を導入するとともに、福岡地域の九州大学におけるバイオ分野の能力を活用する等、「福岡アジアビジネス特区」を推進する福岡市とも緊密な連携を図ることにより、内外のバイオ関連企業やベンチャー企業が集積する一大バイオ産業拠点の形成を目指すものである。</p> <p data-bbox="1003 2002 1115 2033"><省略></p>

変更前	変更後
<p>8 特定事業の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人研究者受入れ促進事業 ○ 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 ○ 特定事業に係る外国人の永住許可弾力化事業 <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>③ 福岡バイオバレー事業の展開 福岡県バイオ産業拠点推進会議（平成13年9月設立、会員100企業・機関）を中核推進組織（事務局；㈱久留米リサーチ・パーク）として下記の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交流・連携事業 <ul style="list-style-type: none"> ・会員相互の交流を促進し、併せて、内外の最新情報を提供することにより、拠点化を推進するための研究・ビジネス最前線セミナー等の開催 <p style="text-align: center;">＜省略＞</p>	<p>8 特定事業の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人研究者受入れ促進事業 ○ 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 ○ 特定事業に係る外国人の永住許可弾力化事業 ○ <u>修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</u> ○ <u>修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</u> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>③ 福岡バイオバレー事業の展開 福岡県バイオ産業拠点推進会議（平成13年9月設立、会員100企業・機関）を中核推進組織（事務局；㈱久留米リサーチ・パーク）として下記の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>人材育成、交流・連携事業</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>内外の最新情報を提供する研究・ビジネス最前線セミナー等を開催し、会員相互の交流を促進、人材の育成、拠点化の推進を図る</u> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p>

<p>変 更 前</p>	<p style="text-align: center;">記載なし</p>
<p>変 更 後</p>	<p><u>別紙</u></p> <p>1 特定事業の名称 <u>修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 1131 (1143)</u></p> <p>2 規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>職業訓練法人 久留米コンピュータ・カレッジ</u></p> <p>3 当該規制の特例措置に適用の開始の日 <u>特区計画認定後直ちに</u></p> <p>4 特定事業の内容</p> <p><u>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</u></p> <p><u>① 初級システムアドミニストレータ講座（一般コース） 別添資料1のとおり</u></p> <p><u>② 初級システムアドミニストレータ講座（基礎コース） 別添資料2のとおり</u></p> <p><u>*認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u></p> <p><u>(2) 修了認定の基準</u></p> <p><u>当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p> <p><u>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</u></p> <p><u>① 修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。</u></p> <p><u>② 修了認定に係る試験会場は当該講座が実施される施設とする。</u></p> <p><u>③ 試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。</u></p>

④ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、初級システムアドミニストレータ試験の午前試験科目に相当する講座の開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、講座修了を認められた日から一年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

本特例措置により、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができ、講座を開設する教育機関等の指導力の向上や生徒・学生の学習意欲向上につながる。

これによりバイオに係る情報・解析サービス産業に必要な人材育成・能力開発を行う。

当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本県及び本市が内閣総理大臣に提出して認定を得ることとする。

また、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかどうかを、経済産業大臣に協議するものとする。

<p>変 更 前</p>	<p style="text-align: center;">記載なし</p>
<p>変 更 後</p>	<p><u>別 紙</u></p> <p>1 特定事業の名称 <u>修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 1 1 3 2 (1 1 4 4)</u></p> <p>2 規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>職業訓練法人 久留米コンピュータ・カレッジ</u></p> <p>3 当該規制の特例措置に適用の開始の日 <u>特区計画認定後直ちに</u></p> <p>4 特定事業の内容</p> <p><u>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</u></p> <p><u>① 基本情報技術者講座（一般コース） 別添資料3のとおり</u></p> <p><u>② 基本情報技術者講座（基礎コース） 別添資料4のとおり</u></p> <p><u>*認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u></p> <p><u>(2) 修了認定の基準</u></p> <p><u>当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p> <p><u>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</u></p> <p><u>① 修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。</u></p> <p><u>② 修了認定に係る試験会場は当該講座が実施される施設とする。</u></p> <p><u>③ 試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。</u></p>

④ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、基本情報技術者試験の午前試験科目に相当する講座の開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、講座修了を認められた日から一年以内に基本情報技術者試験を受験する場合、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものである。

本特例措置により、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができ、講座を開設する教育機関等の指導力の向上や生徒・学生の学習意欲向上につながる。

これによりバイオに係る情報・解析サービス産業に必要な人材育成・能力開発を行う。

当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本県及び本市が内閣総理大臣に提出して認定を得ることとする。

また、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかどうかを、経済産業大臣に協議するものとする。